（外国保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令）

第四条　法第二百四条第二項の外国保険会社等（法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。以下この条において同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、第五項において準用する前条第一項に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分	命令
非対象区分 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が一〇〇パーセント以上	
第一区分 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が七〇パーセント以上一〇〇パーセント未満	日本における業務の運営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が三五パーセント以上七〇パーセント未満	次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 一　保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二　契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の禁止又はその額の抑制 三　日本において新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）の変更 四　日本における保険業に係る事業費の抑制 五　一部の方法による支店等における資産の運用の禁止又はその額の抑制 六　一部の支店等における業務の縮小 七　日本における主たる店舗を除く一部の支店等の廃止 八　法第百九十九条において準用する法第九十八条第一項各号に掲げる業務その他の法第百九十九条において準用する法第九十七条の規定により行う業務に付随する業務、法第百九十九条において準用する法第九十九条の規定により行う業務又は他の法律により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 九　その他金融庁長官が必要と認める措置

（外国保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令）

第四条　法第二百四条第二項の外国保険会社等（法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。以下この条において同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、第五項において準用する前条第一項から第三項までに定める場合を除き、次の表のとおりとする。

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分	命令
非対象区分 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が二〇〇パーセント以上	
第一区分 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が一〇〇パーセント以上二〇〇パーセント未満	日本における業務の運営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が一〇〇パーセント未満	次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 一　保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二　契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の禁止又はその額の抑制 三　日本において新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）の変更 四　日本における保険業に係る事業費の抑制 五　一部の方法による支店等における資産の運用の禁止又はその額の抑制 六　一部の支店等における業務の縮小 七　日本における主たる店舗を除く一部の支店等の廃止 八　法第百九十九条において準用する法第九十八条第一項各号に掲げる業務その他の法第百九十九条において準用する法第九十七条の規定により行う業務に付随する業務、法第百九十九条において準用する法第九十九条の規定により行う業務又は他の法律により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 九　その他金融庁長官が必要と認める措置